

三原市中間検査実施要綱

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日

要綱第 2 3 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が行う建設工事（以下「工事」という。）の中間検査について必要な事項を定め、適正な工事の履行を確保することを目的とする。

(中間検査の対象工事)

第 2 条 中間検査の対象工事は、請負代金額が 1 千万円以上の工事、低入札価格調査制度対象工事又は検査員が随時指定する工程で検査を受けなければならない工事とする。ただし、短工期（舗装工事等）、単一工種の工事等は、中間検査を省略することができる。

(中間検査の回数及び時期)

第 3 条 中間検査の実施回数及び実施時期は、次表で定める回数、時期を標準とする。

請負代金額	中間検査回数	検査実施時期
1 千万円以上 1 億円未満の工事	1 回	進捗率が概ね 4 0 ～ 5 0 % の時期
1 億円以上の工事	2 回	進捗率 3 0 % 及び 6 0 % の時期

2 低入札価格調査制度対象工事又は検査員が随時指定する工程で検査を受けなければならない工事については、必要に応じて、中間検査の回数を増やすことができるものとする。

3 中間検査は、前 2 項に定めるもののほか、工事の重要性、工事内容、適正な品質確保等を考慮して、その実施を決定するものとする。

(中間検査の内容)

第 4 条 中間検査の内容は、工事の施工管理、出来形、品質及び出来ばえについて、資料、写真及び現地の観察等により適否を確認するものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱及び三原市工事検査規程（平成 1 7 年三原市訓令第 4

5号)に定めるもののほか、中間検査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月28日三原市要綱第123号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際現に契約を締結している工事については、なお従前の例による。